

FXC オンサイト保守内容規定

第一条 定義

1. 本保守内容規定は、『保守業務内容確認書』に記載された代理店（以下甲という）に対し、FXC 株式会社（以下乙という）が提供する保守業務について定めるものとします。
2. 本機器とは『保守業務内容確認書』に記載された機器をいいます。
3. 保守とは、本機器の部品の調整、交換、修理等の技術作業をいいます。乙は、甲の要請に基づき、修理又は保守を必要とする場合には、速やかに保守担当技術者を対応させる義務を負います。

第二条 保守目的

本規定の各条項に基づき、乙は甲が本機器を正常且つ円滑に使用できるよう、本機器の保守業務を行うものとします。但し、乙の保守業務の提供義務は、甲により本機器が接続された他の機器、又、他のコンピュータプログラムには及ばないものとします。又、甲が作成したコンピュータプログラム及びデータの復旧、並びに甲が独自に設定した仕様環境への復旧についても、その提供義務は及ばないものとします。

第三条 交換部材

第一条 3 項の作業に伴い、製品・部材を交換する場合、弊社から提供する交換製品は、機能・性能が同等の製品となりますが、製品型番、外觀が異なる場合があります。また、未使用品ではなく乙での試験・検査がなされた再生品となります。尚、移管した旧製品・部材の所有権は、乙に帰属するものとします。

第四条 保守作業への協力

甲は乙が本保守業務を円滑に行えるよう万全を期し、次の通り乙に協力するものとします。

甲は乙及び乙の指定した保守担当技術者が本機器の保守作業を行う為、本機器の据付場所及び甲の指定した場所に立ち入る事を認めるものとし、乙及び乙の指定した保守担当技術者は、安全及び保安に関する甲の規則、指示を遵守するものとします。本機器に対し、甲が他の機器を接続した改造を行う場合は、事前に乙に書面による了解を得るものとします。但し、乙は甲の責任に基づく甲の任意の操作・運用を妨げないものとします。乙による本機器の故障、不具合の修復作業又は不良箇所の搜索作業に当たっては、甲は、故障・不具合の内容、発生時の環境状況等の参考となるような情報やデータを乙に提供するものとします。甲は、責任を持って本機器の据付場所の環境を乙所定の条件に設定・維持すると共に、ユーザーマニュアル等で規定・推奨された操作方法・ユーザーメンテナンス方法に従って本機器を操作・運用するものとします。但し、乙は甲の責任に基づく甲の任意の操作・運用を妨げないものとします。甲は甲が作成したコンピュータプログラム及びデータ、並びに甲が独自に設定した使用環境に関するデータ等は事前にバックアップを取っておくものとします。甲が前項に定める保守に対する協力を怠り、乙により催告がなされたにも拘わらず改善がなされない場合は、乙は保守業務を解除できるものとします。また、保守作業を行う際に、甲より設定ファイルデータが提供されない場合には、乙はハードウェアの修理もしくは交換のみの保守作業を行うこととします。

第五条 保守時間

保守時間は『保守業務内容確認書』に記載の通りとします。

第六条 保守期間

保守期間は『保守業務内容確認書』に記載の通りとします。

第七条 保守料金

甲は乙に対し、次の保守料金を支払うものとします。

1. 通常保守料金
別途定めるものとします。
2. 特別保守料金
下記に記す保守或いは作業については、甲・乙協議の上その都度個別見積を行い、特別保守料金を決定した上で行うものとします。但し、急を要する場合には、事後、甲・乙協議の上特別保守料金を算出するものとします。
 - ・乙の定めた設置環境条件に設定、維持する事を怠った時
 - ・乙が甲に提示した規格に合致しない製品を使用したことにより生じた本機器の事故
 - ・誤操作・落下・電氣的影響・衝撃等、甲の故意又は過失
 - ・乙の指定する保守担当技術者以外による機器の修理・改造・移動等
 - ・天災地変、その他不可抗力に起因する甲・乙何れの責にも帰する事のない事由
 - ・改造又は他の機器もしくは製品の取り付け
 - ・撤去・運搬等の移動・移設作業
 - ・第六条に定める保守時間外の作業
 - ・その他甲の依頼に基づく対象外の作業・業務、並びにその他甲の責に帰すべき事由
3. 機器の移動
甲が本機器の移動・移設する場合は、事前に乙に連絡し、乙の指導或いは作業のもとにこれを行うものとします。尚、本機器の移動・移設に伴う特別保守料金は、第七条 2 項の特別保守料金に対応するものとします。

第八条 機密保持

甲及び乙は、本保守の履行に当たって知り得た相手方の営業力・技術上又はその他の業務上得た情報を、本保守の有効期間のみならず本保守終了後も第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の何れかに該当するものは、この限りではありません。

1. 既に公知の情報又は、知得後公知となった情報
2. 甲又は乙以外の第三者から合法的に得た情報
3. 既に甲又は乙が所有していた情報

第九条 消費税の算定

消費税額の算定に関して、一円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるものとします。消費税額は本保守業務の開始時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定、その他の事由により消費税の算定方法に変更が生じた場合には、消費税額は変更されるものとします。

第十条 保守の代行

乙は第二条記載の保守業務の提供に際し、乙の指定する第三者をして担当させることができるものとします。この場合、乙は甲に対し当該委託先の行為につき責任を負うものとします。

第十一条 解除

甲又は乙において以下に示す各項のいずれかに該当する行為が発生した場合、相手方は何等催告することなく直ちに本業務を解除できるものとする。

1. 正当な理由なく、本保守業務内容を遂行しないとき
2. 本規定の内容に違反し、相手方の改善要求を受け相応の期間を経過しても改善しないとき
3. 手形もしくは小切手の不渡りといった支払停止状態となったとき
4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売等の申し立てをうけたとき
5. 公租公課滞納処分を受け、あるいは破産、会社整理、会社更生、民事再生もしくは特別清算の申し立てを受けるか、自らその申し立てを行ったとき
6. 上記各項の他、著しい不信用の事態が発生し、またはその恐れがあると相手方が判断したとき

第十二条 免責

火災、水害、地震その他の不可抗力に基づく事由により、乙が保守業務を提供できない場合には、その危険は甲の負担とし、乙は甲に生じた一切の賠償義務を負担しないこととします。乙の保守作業による本機器の使用停止はすべて甲の負担とし、乙は一切の責任を負わないものとし、保守履行のための使用停止期間延長についても同様とします。甲は本規定において、乙に対する保守義務の履行請求を以って全てとし本機器の故障、瑕疵等に起因して甲に生じた直接又は、間接の損害に対して乙にその責任は一切生じないものとします。

第十三条 規定の変更

弊社は本規定の変更を事前通知無く変更できるものとし、変更後の規定内容および改版日を弊社ウェブサイトにて通知します。お客様が規定の変更後も本サービスの利用を継続する場合、その内容に合意したものとみなします。

第十四条 管轄裁判所

本保守に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属裁判所とします。

第十五条 協議

本規定に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意を持って協議し円満に解決を図るものとします。

FXC 株式会社

〒111-0053 東京都台東区浅草橋 3-20-15 浅草橋ミハマビル7階